

令和4年度

「障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

○障害者職業生活相談員とは？

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害者を5人以上雇用している事業所は、職場で働く障害者の相談を受けたり、指導したりするため、障害者職業生活相談員を選任し、所轄の公共職業安定所に届けることが義務付けられています。当機構佐賀支部では、障害者職業生活相談員に必要な資格認定講習を次のとおり開催いたします。

- 対象者 原則として、佐賀県内の事業所において障害者職業生活相談員に選任される予定の方、又は選任された方で本講習を未受講の方
※今後選任義務が生じることが見込まれる場合や、障害者の相談・指導を行うために受講を希望される場合でも定員枠に空きがあれば受講可

○開催日程

第1日目：令和4年10月24日（月）9時15分～17時00分

第2日目：令和4年10月25日（火）9時15分～17時00分

※修了証書交付には、2日間全講習の受講が必要です。



- 会場 佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）多目的棟 教室2
住所：佐賀市兵庫町若宮1042-2
（最寄駅：伊賀屋駅〔JR長崎本線〕 徒歩1分）



- 募集人員 43名 ※申込多数の場合は、佐賀県内の有資格者がいない選任義務事業所等を優先に調整させていただきます。

- 受講料 無料

- 申込方法 別添「障害者職業生活相談員資格認定講習受講申込書」及び別紙「駐車場使用希望調べ」に必要事項をご記入のうえ、**令和4年9月9日（金）必着で郵送**にてお申し込みください。
※先着順ではありません。**FAX・Eメールでの受付はしていません。**
※受講決定した方には、受付期間終了後に「受講通知書」を送付します。

- 申込先 〒849-0911 佐賀市兵庫町若宮1042-2
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀支部 高齢・障害者業務課あて

- 担当 寺下・浜野・山下（TEL：0952-37-9117）



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構